

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう平成20年 12月15日
(2008年) 毎月3回5の日に発行第1709号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



政府の地方分権改革推進委員会は12月8日、第2次勧告を取りまとめ、その日のうちに麻生太郎・首相へ丹羽宇一郎・委員長から勧告書が手渡された(上写真)写真提供・内閣府広報室。

11 2・3面に関連記事掲載

2次勧告まとめまる

地方分権改革推進委員会

第2次勧告は「①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「②国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」の2章立て。副題には「『地方自治』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大」と銘打った。

「①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」では、「地方自治」確立に向けた自治行政権 自治立法権 自治財政権——の必要性を訴えている。特に「立法権の分権が不可欠」と位置付け、法令による国の義務付け等を条例で「上書き」できるよう、約1万に及ぶ事例を調査した。問題のある事例については、引き続き審議し、具体策

を3次勧告へ盛り込む予定。このほか「②国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」では、8府省15系統116事項に及ぶ事務・権限の見直しを断行。出先機関の統廃合、職員約3万5000人の削減を打ち出した。なお、現行組織の廃止後も国に残る事務・権限については「地方振興局(仮称)」「地方工務局(仮称)」に移管される。

「監査機能の充実・強化」「議会制度のあり方」
地制調総会へ専門小委が報告

右〓あいさつする鳩山総務大臣
左〓意見を述べる藤田本会長



総会には、地方自治制度を所管する鳩山邦夫・総務相が出席したほか、同調査会委員を務める藤田博之・本会長(広島市議会議長)らが出席。専門小委の報告書を踏まえ、意見が交わされた。

も、議会に権限を持たせ、行政への監視機能強化を図ることが重要との認識を示した。続いて審議に入り、本会の藤田会長は、専門小委が取りまとめた報告に対し、意見を展開した。この意見は、専門小委が議員は監査委員に選任できない、議長への議会招集権については引き続き検討——としたことに伴うもの。

専門小委の報告書は①監査機能の充実・強化②議会制度のあり方——で構成。第1回総会での諮問、第2回総会での審議事項決定を受け、議論を重ねていた。

第29次地方制度調査会(首相の諮問機関)は12月5日、第3回総会を開催した。会議では、調査会の下に設置された専門小委員会が、これまでに議論を重ね、地方自治制度に関し取りまとめた「監査機能の充実・強化」「議会制度のあり方」について報告した。

藤田会長が意見

任方法を現在の「長が任命」から、「議会の選挙」に改める方向性を打ち出した姿勢を高く評価した。しかし、議選監査委員廃止を盛り込んでいたため、法律で一律に廃止するのではなく、各議会の判断に委ねるべきと主張した。

また、議会の招集権については、地方自治制度が二元代表制を採用している趣旨に照らし、現状の「長が招集」から「議長が招集」に改めるべきと指摘した。

国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

沖縄総合事務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例（要件明確化）

総合通信局 ⇒ 組織・定員のスリム化

法務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方厚生局 廃止 ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合

- 指定医療機関、養老施設、生活保護施設（地方移譲）
- 健康食品の虚偽誇大広告規制（地方移譲）
- 民生委員等の委嘱（手続簡素化）

都道府県労働局 廃止 ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

- 無料職業紹介事業（地方の役割拡大）
- 個別労働紛争解決事業（国と地方の連携強化）

中央労働委員会地方事務所 廃止

地方農政局 廃止 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- JAS品質表示の規制等（地方移譲）
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発（地方の役割拡大）
- 国営土地改良事業（対象施設見直しの検討）
- 農林水産業に関する統計調査（実査事務の地方移譲）
- 農地転用許可、農業振興地域等（国と地方の役割分担の見直し等）
- 米穀の買入れ・売渡し業務（実施主体の見直し）

森林管理局 ⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す

- 国有林野事業（人工林の整備等）（一部独法化）
- 民有林直轄治山事業（要件明確化）

漁業調整事務所 ⇒ 組織・定員のスリム化

経済産業局 廃止 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 消費者取引の適正化、製品安全（地方移譲）
- 消費生活相談（国と地方の連携強化）
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道（地方移譲）
- 商工会議所（地方移譲・手続簡素化）
- 中小・ベンチャー企業育成（先端・モデル的なもの等に限定）

地方整備局 廃止 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 国道の整備・管理、一級河川の管理（地方移管）
- 国営公園の管理（地方移管）
- 直轄港湾事業（拠点となる港湾施設の限定）
- 直轄砂防事業（要件明確化）
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等（地方への関与縮小）

北海道開発局 廃止 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局 廃止 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 自動車登録事務（一部独法化）
- 自家用有償運送、運転代行業（地方移譲）
- 自動車道事業（地方移譲）
- 地域観光振興（先端・モデル的なもの等に限定）

地方航空局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方環境事務所 廃止 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 環境教育・環境保全活動の推進（地方の役割拡大）
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制（地方移譲）
- 土壌汚染の指定調査機関（地方移譲）
- 循環型社会形成推進協議会（位置付けの見直し等）

※以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し
※「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的な内容は勧告を参照

首相と会談する丹羽委員長
（写真提供：内閣府広報室）



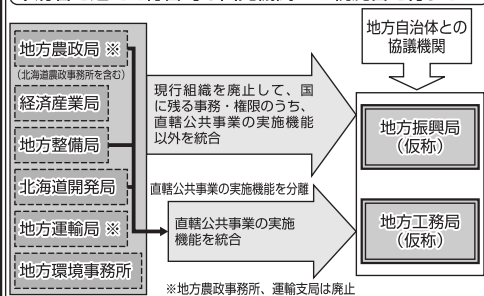
国の出先統廃合盛り込む 地方政府確立に向け提言 分権委

義務付け関係

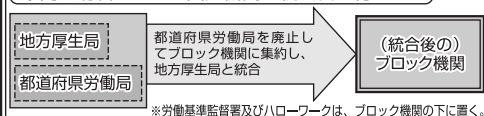
政府の分権委が12月8日にまとめた第2次勧告Ⅱ1面参照Ⅱのうち、第1章では「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を掲げた。これまで分権委では、自治事務を対象に、法令によって義務付け・枠付けがなされ、条例で自主的に自治体の活動が定められない事務について、調査を実施してきた。調査にあたっては、義務付

【参考】組織改革の方向性（イメージ）

(i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



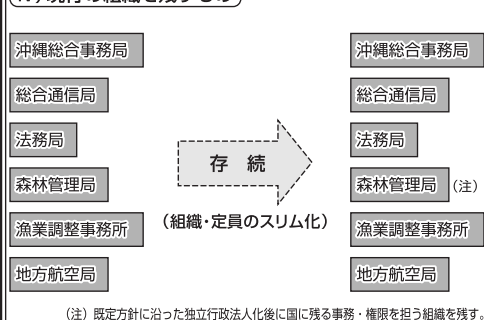
(ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



(iii) 組織を廃止するもの



(iv) 現行の組織を残すもの



け等を許容する場合のメルクマール（判断基準）を設置。2次勧告には「メルクマール該当 非該当だが残さざるを」

得ない——について、現段階での結論を示した。結果は、存置を「非許容」とした事務については、3次勧告に向けて具体策を検討する。

存続

国の出先機関8府省15系統が見直し対象となった根拠は、平成19年5月に開催された経済財政諮問会議に遡る。同会議で有識者議員から示された「国の出先機関の大胆な見直し」の中で、8府省15系統が存在するのではないかと指摘されたためだ。この指摘を受け政府は「骨太の方針2007」の中で、出先機関の抜本的な見直しを分権委へ要請した。

3面へ続く

出先機関関係

2面から

今回の検討は、骨太方針による要請に基づき、実施されたもの。出先機関の事務・権限の中には、国が本来担うべきものもあるが、行政の重複を排除し、事務の簡素化や効率化を推進するため、仕分けを実施した。仕分けの類型は①重複型②分担型③関与型④国専担型。

①②③と、④のうち自治体が独自に行わざるを得ない施策については、統廃合する方針を示した。ただし、統廃合にあたっては、府省を超えた

総合的な機関「同一府省内の機関」「府県単位機関」の3つのパターンいずれかに当てはめることとした。

3パターンに適合させる事例は、特に必要がある場合のみ。基本的に出先機関は廃止の方向だ。改革の実行にあたっては、事務・権限の地方への移譲とともに、人員も地方へ移管させる。直轄国道、一級河川、農林水産統計等の見直しを中心に、1万人を地方へ移す。将来的には、出先機関の職員約3万4600人を累計で削減する方針だ。

地制調

議選監査委は廃止

議会に実地検査権付与

第29次地方制度調査会(平成20年7月3日発足)の専門小委員会が、「チェック機能の充実」に関する調査審議をまとめ、総会で報告した。

これまで専門小委では、14回に及ぶ会合を開催。本会をはじめとする地方六団体との意見交換も踏まえながら、①監査機能の充実・強化②議会制度のあり方について議論を重ねてきた。

「①監査機能の充実・強化」では、「現行制度より監査委員の独立性を強化」することに主眼におき、強化に向けた方法を模索。その結果、打ち出されたのが、監査委員を「議会の選挙により選出」することであった。

現行制度下の監査委員は、議会の同意を得て「長が選任」することとされている。監査対象である「行政の長」が自らを監査する「監査委員」を選べる制度は、監査の正当性に疑念を抱かれても不思議

ではない。

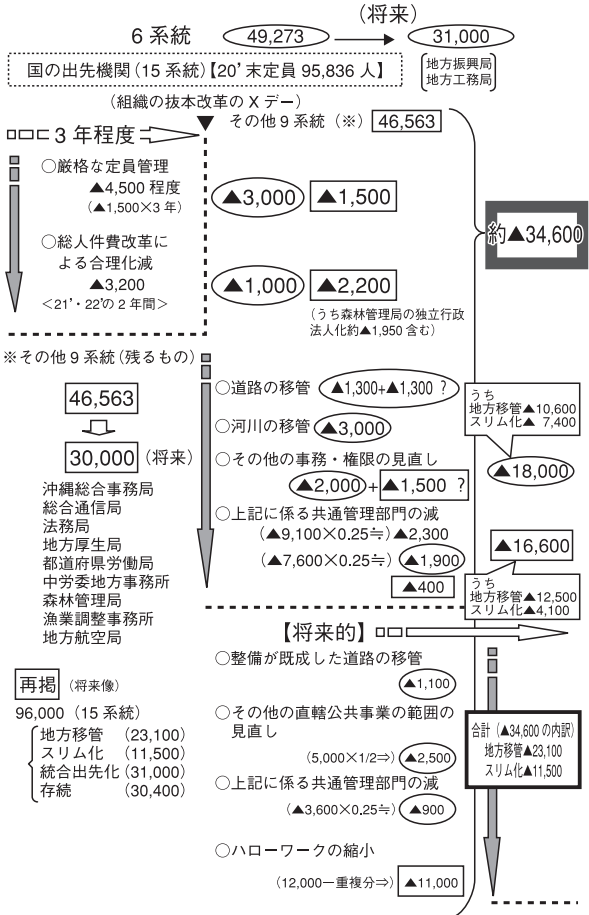
行政の透明度を高めるうえで、「長」の監視を責務とする「議会」へ、監査委員を選ぶ権限を付与することは、監査委員の「長」に対する独立性を高めるため評価できる。

は言い難い。監査委員の活動が、改革によって脆弱になるようでは本末転倒となる。自治体の自主性を高めるためにも、議選委員の設置については、判断を各議会へ委ねるべきであろう。

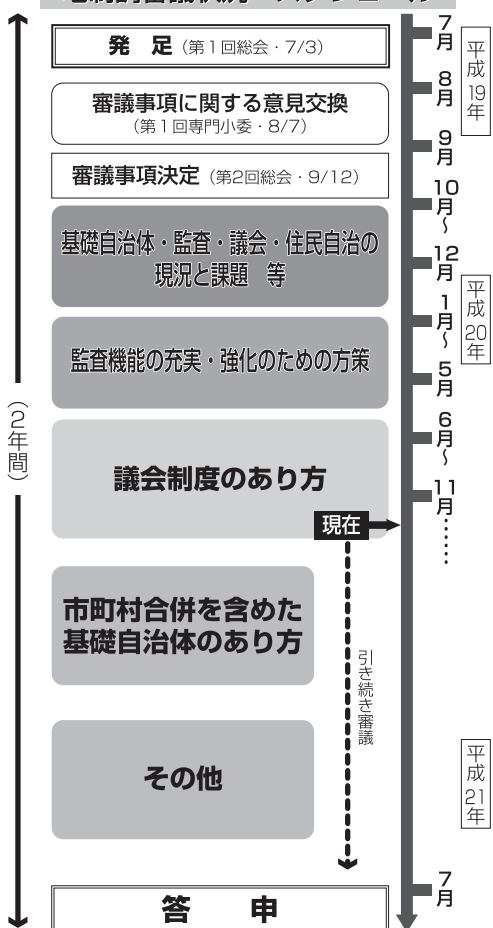
ただし専門小委では、議員の監査委員就任を排除する方針を示した。「長」に対抗できる「議会」という後ろ盾を持つ議選委員を置かないなら、監査委員を支える「監査委員事務局」は、現行以上の体制強化が欠かせない。

このほか「②議会制度のあり方」では、議会の監視機能強化のため、「議会の実地検査権」が盛り込まれた点などが評価できる。一方、議長への議会招集権については、議長による臨時会招集の状況をみつつ、引き続き検討することとなった。

国の出先機関改革に関する試算(分権委)



地制調審議状況・スケジュール





浜田・防衛大臣(左写真) 竹下・財務副大臣(右写真)に要望



関係予算の満額確保を

基地協役員が実行運動

全国市議会議長会基地協議会(会長 松尾裕幸・佐世保市議会議長)の役員は12月10日、来年度基地関係予算の確保に向け、防衛・財務両省の幹部や基地関係国会議員に面談、要望を行った。

近年、防衛省所管の予算である基地周辺対策経費の減額が続いており、基地関係市町村の運営は大変厳しい状況に置かれている。

騒音防止や民生安定助成などの基地周辺対策事業は、基地周辺住民の生活環境の改善に資するための予算である。他の奨励的な補助金とは異なっており、周辺住民の理解を得るためにも重要な事業である。

そこで松尾会長ら実行運動班は、関係国会議員等に対し、基地を抱える地元の苦悩を訴



小池・自民党基地対策委員長に要望

え、基地周辺対策経費をはじめとする基地関係予算要求額の満額確保を強く求めた。

【面談要望先】
政府 浜田靖一・防衛大臣
北村誠吾・防衛副大臣、竹下亘・財務副大臣、甘利明・内閣府特命担当大臣

道路財源、税制改正で

六団体が相次ぎ要請

本会など地方六団体の代表

は、道路特定財源の一般財源化や、平成21年度税制改正に関する共同声明を12月9日、10日に相次いで発表。地方交付税の還元・増額を求めるとともに、景気対策に伴う地方税減収への確実な補てんなど

を要請した。

政府・与党は12月8日、道路特定財源の一般財源化に関する会議を開催。道路整備臨時交付金に代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業を含め、地方の実情に

全国市議会事務局職員研修会

平成21年1月29～30日 東京・砂防会館で

全国市議会議長会は、「第56回全国市議会事務局職員研修会」を下記日程のとおり開催いたします。

開催案内は11月28日に各市議会事務局へ送付しておりますので、平成21年1月16日までに「出欠報告書」にてご報告をお願いいたします。

記

【1日目】 1月29日(木)

13:30 開会あいさつ

全国市議会議長会事務総長 大竹 邦実

13:35 講演1「地方行政をめぐる最近の動向について」

総務省自治行政局行政課長 佐々木敦朗氏

15:20 講演2「議会事務局職員として」

藤沢市議会事務局長 加藤 正美氏

【2日目】 1月30日(金)

10:00 講演1「議会を巡る訴訟問題について」

弁護士 橋本 勇氏

11:30 昼食休憩

12:30 講演2「議会運営について」

全国市議会議長会法制主幹 水出 豊

14:00 閉会

会場: 砂防会館1階「利根」

東京都千代田区平河町2-7-5

☎03-3261-8386

参加費: 無料

議会人事

▼議長

福知山

野田勝康 10・1

柏原

中村幸平 10・2

桜川

増田昇 10・3

小牧

稲山善彦 10・3

海津

服部寿 10・3

胎内

斎藤貢 10・6

副議長

柏原

乾一(10・2)

桜川

潮田新正 10・3

小牧

坂本泰之 10・3

海津

森昇 10・3

胎内

渡辺俊 10・6

▼事務局長

酒井正文 10・1

にに応じて使用できる1兆円程度の「地域活力基盤創造交付金(仮称)」の新設を決定した。この決定を受け、六団体は翌9日、新設される交付金の使途が実質的には限られるため、地方にとって使い勝手の良い制度とすることを要請。また、この新交付金とは別枠で、10月に政府・与党が決定した「生活対策」に盛り込まれた「1兆円を地方の実情に

応じて使用する新たな仕組みとして、地方交付税による1兆円の増額確保を求めた。続く10日の声明では、与党が税制改正で検討している住宅ローン減税(所得税・住民税や、自動車関係諸税(自動車取得税、自動車重量税等)の大幅な軽減措置について、景気対策に伴う減税を実施する場合、地方税の減収に対し、確実な財政措置を求めた。